

日差しが春の訪れを告げる頃となりました。と同時に花粉の飛散も気になる今日この頃です。2021年夏の気象条件および春の花粉数が平均よりやや少なかった状況から、2022年春の花粉飛散数は全国的に多くなるようです。東北から関東、北陸、東海にかけては、2021年の1.5倍から3倍に増加し、ヒノキ花粉も多くなり、2022年春は花粉の飛散期間が長くなると予測されています。日本では年間通して何らかの花粉が飛散しています。スギ（飛散時期は2~4月）、ヒノキ（飛散時期は3~5月）、ブタクサ（飛散時期は8~10月）以外にも、シラカンバ（4~6月）、イネ科（4~11月）、ヨモギ（8~10月）など、花粉症対策を考えたいものです。『ワールドカップカタール2022』最終予選は残り2試合となりました。日本は3月24日にアウェーでオーストラリアと対戦し、この試合に勝てば7大会連続のワールドカップ出場が決まります。日本代表のキャプテン DF 吉田麻也選手が怪我から2か月ぶりに戦列復帰しました。24日のオーストラリア戦には間に合いそうです。まずは勝利を！がんばれ日本！中村

## 建設業の人材確保・育成に向けた取組を進めていきます ～厚生労働省・国土交通省の令和4年度予算案の概要～

建設業の技能者の約3分の1は55歳以上となっており、他産業と比べて高齢化が進行しています。このような中、建設業が引き続き重要な役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっています。特に若者や女性の建設業への入職や定着の促進などに重点を置きつつ、働き方改革を更に促進し、魅力ある職場環境を整備することにより、人材確保・育成を進めていくことが重要です。

厚生労働省と国土交通省は、引き続き、連携して関係施策を実施し、建設業の人材の確保・育成に一層取り組んでいくもようです。

### 建設業の人材確保・育成に向けて（令和4年度予算案の概要）」のポイント

○3つの重点事項で厚生労働省と国土交通省の予算を取りまとめ（下線は厚生労働省施策）。

#### ①「人材確保」

建設業への入職や定着を促すため、建設業の魅力の向上やきめ細かな取組を実施

◆建設事業主等に対する助成金による支援

68.4億円

◆建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇改善

181百万円 等

#### ②「人材育成」

若年技能者等を育成するための環境整備

◆中小建設事業主等への支援

5.2億円

◆地域建設産業の生産性向上及び持続性の確保

11百万円 等

#### ③「魅力ある職場づくり」

技能者の処遇を改善し、安心して働けるための環境整備

◆働き方改革推進支援助成金による支援

66.0億円

◆働き方改革推進支援センターによる支援

43.8億円

◆建設産業の働き方改革の実現

135百万円

◆建設業許可等の電子申請化に向けた環境整備

300百万円

等詳細は国土交通省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/11606000/000871815.pdf> を参照してください。

別添：「建設業の人材確保・育成に向けて（令和4年度予算案の概要）」

【問い合わせ先】 不動産・建設経済局 建設市場整備課 代表電話 03(5253)8111(内線 24829・24824)

(河野) 弥生

## 知っちょい得

錯誤に関する改正について、説明します。改正前は錯誤があった場合の効果は法律行為が無効となるというものでしたが、改正により取り消すことができるということに変更されました。効果の大きな違いは、善意無過失の第三者に対して錯誤に基づく取消しを主張できないということが明確になった点です。具体的にはAがBに対して、土地を売ったが、錯誤があった場合、Bが第三者のCにその土地を売ってしまい、Cが過失無くAの錯誤を知らなければAは錯誤に基づく取消しをしても、Cに対して、土地の返還を求めることが出来ないということになります（続く）。

弁護士 渋谷和洋

千代田区六番町3番地1協和ビル6階

## 建設業Q&A

Q.「軽微な工事」とはどのようなものですか？

A.「軽微な建設工事」とは工事1件の請負代金の額が①建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事もしくは延べ面積が150㎡に満たない工事、②建築一式工事以外の建築工事にあつては、500万円に満たない工事です。なお、この請負代金の額の算定にあつては、以下の点に注意が必要です。

ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負金額の合計額

イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額

ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額

エ) 消費税及び地方消費税を含む額  
(建設業法施行令第1条の2) (中村 竜)

## 和風月明

旧暦では、和風月名(わふうげつめい)と呼ばれる月の和風の呼び名を使用していました。和風月名は旧暦の季節や行事に合わせたもので、現在の暦でも使用されることがあります。3月は弥生(やよい)です。通説によると、木草(きくさ)弥生(やよい)茂(やよい)月(つき)が、縮まって”弥生(やよい)”になったと言われています。「弥生」の意味は、「弥」で、いよいよ「生」で、生い茂るですので、草木がいよいよ生い茂る月となります。他の月の月名には、通説以外にも色々と説があったり、由来もよく分かっていなかったりしますが、「弥生」はほぼ異論がないという珍しい月名です。(澁谷)